

生徒指導のてびき

改訂版

- 第1部 生徒指導ハンドブック
- 第2部 問題行動に関する防止学習プログラム
- 第3部 生徒指導に関する危機管理マニュアル

広島県教育委員会

平成22年3月

改訂に当たって

本来、学校は児童生徒が夢や希望をもって自主的、自発的に活動し、自己実現できる場でなければなりません。しかしながら、「生徒指導のてびき(旧版)」を発行した平成12年前後の本県は、自分に自信がもてず人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性を十分身につけていなかったりする児童生徒や暴走族と関係をもつ生徒がみられ、生徒指導上の問題が多発するなど、深刻な状況にありました。

そのため、県教育委員会では、校長を中心とした生徒指導体制を確立することが、最重要課題であるとの認識のもと、重点的な取組を推進して参りました。

特に、平成14年度から3年間、生徒指導重点校を指定し、中学校においては暴力行為の発生件数の半減を、高等学校においては中途退学者数の半減を目標に設定し、「生徒指導体制の確立」、「学習指導の充実」、「開かれた学校づくり」の3点を取組の柱として課題の解決を図って参りました。その結果、中学校、高等学校ともに目標を達成するなど、大きな成果をあげることができました。

このような成果をあげることができたのは、各生徒指導重点校が特別な取組を行ったからではなく、教職員がベクトルの向きをそろえ、それぞれの立場で責任を全うし、生徒、保護者、地域を巻き込む取組を推進するなど、日々、学校が組織として地道な教育活動を積み重ねたことにあると認識しています。

これらの各学校の取組の理論的背景となった、「生徒指導のてびき(旧版)」は、問題行動への適切な対応や児童生徒の人格のよりよい発達を目指す積極的な生徒指導、校内の生徒指導体制の確立に向けた取組、関係機関との連携、問題行動の未然防止、危機管理などについて、基本的な考え方や留意点など、生徒指導を進める上で重要な事項を網羅した内容となっています。

このことから、この資料は、平成13年3月の配布以降現在まで、校内での生徒指導研修や各学校で起こった問題行動への対応で活用されるなど、生徒指導推進の指導書として広く利用されてきました。

しかし、この間、教育基本法や関連法令等の改正等が行われたことや、児童生徒を取り巻く社会環境も変化するなど、時代の流れに適切に対応できる内容とする必要が生じてきたことから、この度、新たに「携帯電話などICT機器に係る指導について」、「問題行動発生時の対応」、「不登校」、「高等学校における中途退学」、「児童虐待」、「デートDV」を項目に加えるとともに、その他の内容についても、加筆・修正を行いました。

この「生徒指導のてびき(改訂版)」が、各学校においてこれまでも増して幅広く活用され、生徒指導の充実に役立つことを願っています。

平成22年3月

はじめに(旧版)

急激に進む少子化や都市化の影響、低下する家庭や地域社会の教育力などを背景として、いじめ、不登校、暴力行為、凶悪犯罪が続発するなど、児童生徒を取り巻く状況は深刻です。

このような状況を踏まえ、広島県では、平成12年11月、「ひろしま夢未来宣言」において、県民の願いと信頼に応える新たな「教育県ひろしま」を創造することをうち出しているところです。

激しい変化が予想される21世紀において、学校に求められているものは、自ら学び、考えるという確かな学力をつけていくとともに、規範意識や倫理観、他人への思いやりの心など、集団や社会の一員としての自覚や豊かな人間性をはぐくむことです。

このため、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互に協力することが一層求められています。

県教育委員会では、これまで、問題行動への適切な対応といった面のみならず、家庭、地域社会に開かれた取組みをすすめ、児童生徒の人格のよりよき発達を目指すという積極的な生徒指導を推進するため、研修資料として、「生徒指導ハンドブック」「問題行動に関する防止学習プログラム」「生徒指導に関する危機管理マニュアル」を配布してきました。

これらの資料は、現在まで広く活用されてきましたが、この間に社会の状況が変化したり、児童生徒に関する法律の改正等が行われ、今日の新しい状況に適切に対応できる内容とする必要が生じてきました。

このため、集団生活におけるルール等の指導、暴走族追放の促進に関する条例、少年法の改正、出席停止の措置等について加筆・修正するとともに、「生徒指導のてびき」として一冊に編集しました。

この資料が十分に参考にされ、生徒指導上の課題を解決するための具体的な方法について検討し、学校体制の見直し、校内研修会、生徒指導主事研修会等に活用されることを期待しています。

平成13年3月

目 次

第1部 生徒指導ハンドブック

第1章 生徒指導の理念について

1 生徒指導の意義	1
2 生徒指導体制の確立	2
3 教育相談体制の確立	5
4 生徒指導における教職員の責任	7

第2章 問題行動などの指導

1 頭髪，服装の指導について	9
2 飲酒，喫煙の指導について	13
3 いじめの指導について	18
4 暴力行為の指導について	19
5 金銭（品）強要（恐喝）の指導について	24
6 暴走族やチーマーなどの指導について	28
7 窃盗・万引きの指導について	41
8 性に関する問題行動の指導について	44
9 薬物乱用の指導について	50
10 携帯電話などICT機器に係る指導について	55
11 その他（Q & A）	66

第3章 家庭，地域，関係機関との連携

1 家庭との連携	70
2 地域との連携	71
3 関係機関との連携	74

第4章 その他

1 校則	110
2 問題行動発生時の対応	114
3 特別な指導	118
4 体罰	123
5 出席停止	129
6 懲戒	144
7 不登校	152
8 高等学校における中途退学	157
9 アルバイト就労	164
10 広島県青少年健全育成条例のあらまし	168
11 児童虐待	172
12 デートDV	181

第2部	問題行動に関する防止学習プログラム	
1	教科の指導方法の改善	184
2	基本的な生活規律確立の指導	187
3	ストレスマネジメント	191
4	人間関係トレーニング	195
	(1) 体験学習	195
	(2) 構成的グループ・エンカウンター	198
	(3) ロールプレイング	200
5	規範意識の高揚	203
	(1) ディベート	203
	(2) クオリティ・サークル(QC)	207
第3部	生徒指導に関する危機管理マニュアル	
1	危機管理の基本的な考え方	212
	(1) 危機管理の目的	212
	(2) 危機管理の構成	212
	(3) 危機管理とリーダーシップ	213
2	危機管理の留意事項	214
	(1) 危機が起こったときの対応・方法	214
	(2) マスコミ対応の基本	215
	(3) マスコミ対応(例)	216
	(4) 問題行動に関する危機管理(例)	219
	参考資料	
1	具体的な問題行動に関する対応(例)	
	(1) 校内	
	ア 金銭強要	224
	イ 暴力行為	225
	ウ 教室における盗難	226
	エ 自殺予告	227
	(2) 校外	
	ア ひったくり	228
	イ ガspan遊び, シンナー・覚せい剤使用	229
	ウ 家出など	230
	エ 暴走族, チーマー	231
	オ 集団での暴力行為	232
2	学校における緊急連絡体制(例)	233
3	広島県相談機関ネットワーク	234

第1部

生徒指導ハンドブック

はじめに(旧版)

最近の児童生徒の問題行動等の状況をみますと、ナイフによる傷害事件や高校生が覚せい剤を所持し逮捕されるという事件、さらには、県立高校の生徒が金銭強要や暴力行為を受けた後に自殺するという事件が起きるなど、極めて深刻な状況にあります。

また、喫煙、万引きなどは、年々増加するとともに、低年齢化しており、基本的な倫理観や規範意識の低下が指摘されています。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など社会が急激に変化する中で、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の多様な適正等に十分対応できていない学校の在り方、物質的な豊かさや利便さを追い求め、他人への思いやりや連帯感の希薄化がすすんでいる社会状況など、家庭、学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

問題行動を解決していくための基本的な観点は、問題行動を、「存在感を味わうことができない」「集団への所属感がもてない」「やすらげる場所がない」「自分の生き方を見失っている」など、児童生徒が発するサインとしてとらえることです。また、大人社会の価値観が、子どもたちに大きなストレスや悪影響をもたらしており、問題行動は大人社会の在り方が問われている問題であるととらえることだと考えます。

問題行動を起こした児童生徒の指導については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという基本認識にたつて、児童生徒の心情、背景を丁寧に探り、課題を明確にして取り組むことが大切です。

また、カウンセリングマインドをもって児童生徒を指導し、共感的な人間関係や信頼関係をつくること、児童生徒に、社会のルールや善悪の判断力を身に付けさせるとともに、児童生徒の年齢に応じて、自分の行為には責任をとるといった姿勢を育成するよう指導していくことが重要です。

学校においては、校長のリーダーシップのもとに、組織的に取り組んでいく必要がありますが、加えて、学校内のみですべての問題を解決しようとする「抱え込み」意識を変革しなければなりません。学校が、主体性をもって「開かれた」連携をすすめていかなければなりません。

この冊子は、校内の生徒指導体制の確立とともに、児童生徒の具体的な問題行動に係る指導及び関係機関との連携について、基本的な考え方や指導上の留意点をまとめたものです。

各学校において、この冊子を参考資料として活用し、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、一層の生徒指導の充実を図ってください。

平成11年1月